

平成25年第2回白馬村議会臨時会

1 日 時 平成25年5月9日(木)

2 場 所 白馬村議会議場

3 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸		
総務課長	平林豊	健康福祉課長	吉田久夫
税務課長	太田洋一	観光課長	篠崎孔一
農政課長	横山秋一	上下水道課	太田今朝治
教育課長兼 スポーツ課長	松澤忠明	総務課長補佐	横川辰彦

6 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

局 長（太田文敏） 平成25年度第2回白馬村議会臨時会を開会するにあたり、この臨時会は白馬村議会一般選挙後の最初の議会でありますので、地方自治法第107条の規定により議長が選挙されるまでの間、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、横田孝穂議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。横田孝穂議員は議長席に着いていただくようお願い申し上げます。では、横田孝穂議員お願いします。

1 開会宣告

臨時議長（横田孝穂） ただいまご紹介いただきました横田孝穂でございます。地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。なにとぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。これより平成25年第2回白馬村議会臨時会を開会いたします。

2 議事日程の報告

臨時議長（横田孝穂） ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してある資料のとおりです。

日程第1 諸般の報告

臨時議長（横田孝穂） 日程第1 仮議席の指定をいたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

続いて、太田村長から招集のあいさつがございます。太田村長。

村 長（太田紘熙） 平成25年第2回白馬村議会臨時議会の招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

このたびの白馬村議会議員一般選挙におきまして、結果として無投票となりましたが、ご当選を果たされました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。議会は村民を代表する公選の議員をもって構成される地方自治体の意思を決定する機関であり、村政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立、対等の立場でそれぞれの異なる特性を生かし、村民の付託に的確に応え、村民の幸せの実現をめざして一体となって取り組むことがなにより大切であると考えます。村議会におかれましても、議会の使命である村の具体的な政策の最終決定と施策を行う執行機関の行財政の運営や、事務処理ないし事業の実施がすべて適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視をお願いするところでもあります。議員各位におかれましては、これから4年間、村民全体の福祉向上と地域社会の活力発展にご尽力いただくわけでございますが、健康には十分ご留意されご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、我が国の経済は円高、デフレ不況が長引き、名目GDPは3年前の水準とほぼ同

程度にとどまり、製造業の競争力の低下、貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など閉塞感を払しょくできない状況が継続しております。こうした状況下、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で長期デフレを脱却し、雇用や所得の拡大を目指す考えであります。緊縮財政化の再分配を重視した民主党の政策から一転、産業界には期待の声が高まっていますが、ばらまきによる一時的なカンフル剤に過ぎず、借金増による財政規律の崩壊も心配されるところであります。

この大型連休初日、大雪溪の馬尻小屋での6名のパーティーのうち4名が雪崩に巻き込まれ、1名の登山者が亡くなりました。また、山口市の2名の登山者もこの雪崩に巻き込まれ、1名は後日遺体で発見されましたが、1名はいまだ行方不明であります。雪崩発生時は新雪が40センチから50センチの上、霧で視界が非常に悪い状況であり、雪崩の危険性もあることから、猿倉の登山口で入山自粛の呼びかけをしていたにもかかわらず、登山者カードの提出もなく入山し、雪崩に巻き込まれたことはとても残念なことであります。今年も天候に恵まれたたくさんの登山者でにぎわうことを期待していたので、風評被害が心配されるところであります。

また4日の塩の道祭りは好天に恵まれ、2700人のお客様に参加をいただき盛大に開催することができましたが、道中私が落馬をしたことにより、村民の皆様にご迷惑をお掛けし、まことに申し訳なく思っております。幸いにも、骨折等もなく全身打撲で入院をし、昨日退院をしたところであり、まだまだ体調がすぐれないことから、しばらくのあいだ休養をさせていただきたいと思っております。ご迷惑をお掛けいたしますがよろしくお願いを申し上げます。

次に、下水道受益者負担金問題であります。住民監査請求にともない、監査委員から受益者負担金等の債務消滅時効が進行しているときに、上下水道担当課に在籍したものに對し、共同して損害賠償をするよう損害賠償請求権を行使していただきたい旨の勧告を受け、弁護士、公認会計士等で組織する公共下水道受益者負担金賠償判定審査会を4月30日に設置いたしました。第1回の審査会では、今までの経過についてご説明を申し上げ、賠償額および賠償を求める職員等の判定審査会について諮問をしたところであります。勧告では、措置を6カ月以内に講ずることになっておりますので、審査会からの答申を判断材料として8月17日までに必要な措置を講じてまいりたいと考えております。また加入分担金への賦課替え基準の明確につきましても、法律の専門家の意見聴取を行っているところであり、まだ結論には至っておりませんが、今後検証する中で適切な対処をまいりたいと考えております。

本臨時会は、議長、副議長の選挙、常任委員会委員の選任等、人事案件および条例案件4件、予算案件3件でありますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本臨時会の開会にあたりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いをいたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（横田孝穂） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については投票により行いたいと思っておりますが、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(横田孝穂)「異議なし」と認めます。よって議長の選挙は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局長議場閉鎖)

議長(横田孝穂)ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人第1番加藤亮輔議員、第2番北澤禎二郎議員、第3番津滝俊幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

(事務局長投票用紙配布)

臨時議長(横田孝穂)投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声を確認する。)

臨時議長(横田孝穂)「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検させます。

(事務局長投票箱点検)

臨時議長(横田孝穂)「異常なし」と認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名、つまり議長となるべき人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは点呼を命じます。事務局長。

事務局長(太田文敏)それでは先ほど臨時議長が言われましたとおり、ご記載をお願いしたと思います。記載が済んでおりましたら私のほうから議席番号とお名前をお呼びしますので、順次投票していただきたいと思います。

投票の順路ですけれども、議席から北側から入っていただいて投票箱で投票していただいて南側へ抜けていただいきご議席のほうにお戻りいただきたいと思います。

では始めたいと思います。第1番加藤亮輔議員。第2番北澤禎二郎議員。第3番津滝俊幸議員。第4番松本喜美人議員。第5番伊藤まゆみ議員。第6番太田正治議員。第7番横田孝穂議員。第8番太田伸子議員。第9番篠崎久美子議員。第10番太田修議員。第11番田中榮一議員。第12番太谷正治議員。

臨時議長(横田孝穂)投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり。)

臨時議長(横田孝穂)「投票漏れなし」と認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。第1番加藤亮輔議員。第2番北澤禎二郎議員。第3番津滝俊幸議員。開票の立会いをお願いいたします。

臨時議長(横田孝穂)それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。有効投票数12票。無効投票数0票であります。有効投票のうち、第7番横田孝穂議員6票。12番太谷正治議員6票。以上のとおりであります。

すなわち、第7番横田孝穂議員の得票と第12番太谷正治議員の得票が同数であり、

しかもその得票数は法定得票数3票を超えております。

よって地方自治法118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

ただいまより暫時休憩といたします。その場でお待ち願います。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時34分

臨時議長（横田孝穂） それでは再開いたします。

くじ引きの手続きについて申し上げます。まず、くじ引きの順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。以上ご承知をお願いいたします。

第7番横田孝穂議員、第12番太谷正治議員の登壇をお願いいたします。まず、くじを引く順序をお決め願います。

局 長（太田文敏） このくじは漢数字が入っております。くじを引く順序のくじですので、早いほうの数字を引いた方が先にくじを引くようになります。

議席番号順でいきますか。横田孝穂議員さんが1番。太谷正治議員さんが2番。

それでは、ただいまのくじの結果でございますが、くじを引く当事者が臨時議長でございますので、事務局のほうで結果を読ませていただきます。ただいまのくじの結果ですが、横田孝穂議員が先にくじを引くことになりましたのでお伝えいたします。よって第7番横田孝穂議員、くじをお願いしたいと思えます。

赤い文字で当選と表示がしてあります。当選を引かれた方はそのまま当選になります。当選を引かれなかった場合は、次の方にくじを引いていただき当選になります。横田孝穂議員さんが当選を引いたらそれで確定。

それでは横田孝穂議員さんお願いします。先ほどと同じく、くじを引く当事者が臨時議長であるため、事務局が代わって報告申し上げます。

くじの結果を報告いたします。第7番横田孝穂議員が当選のくじを引かれました。以上です。

臨時議長（横田孝穂） くじの結果を報告いたします。第7番横田孝穂議員が当選のくじを引かれました。よって、第7番横田孝穂議員が議長に当選されました。

ここで、議長に当選しました、私、第7番横田孝穂が議長の就任のごあいさつをいたします。

議 長（横田孝穂） 議長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位のご支持をいただき当選させていただきましたことはまことに身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。謹んでお受けいたします。

私は浅学菲才であり、十分な能力もなく皆様の期待にお答えできるかどうか不安でございますが、誠心誠意最善の努力を尽くし公正、公平をめざし円満で活発な議会運営を目指して参りたいと存じます。よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。また議会は議員だけでは運営していけないものでございます。議会事務局の皆様、村長はじめ執行部の皆様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

現在、白馬村を取り巻く環境は大変厳しく、解決しなければならない課題も山積している状況でございます。議会に対する村民の皆様の期待も大きなものがあり、その責任を一段と重いものと認識しているところでございます。

財政の健全化は村の財政全般に対する厳しい見直しが必要であると感じているところでございます。執行機関もまた議会議員も共通の幅広い的確な情報を持って、議会は村民のために審議をし、決定をしていかなければならないと思いますので、重ねて皆様方のご協力をお願い申し上げまして就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

臨時議長（横田孝穂） これをもちまして臨時議長の職務が終了いたしました。

ご協力をいただきまことにありがとうございます。それでは議長を交代させていただきます。

（議長交代）

議長（横田孝穂） ただいま議長選挙が終わりましたので、ここで別紙追加議事日程追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「異議なし」と認めます。よって、追加議事日程を追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

日程第1 議席の指定

議長（横田孝穂） 日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいまご着席の議席をもって、議席といたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。会議規則第119条の規定により、第1番加藤亮輔議員、第2番北澤禎二郎議員、第3番津滝俊幸議員、以上の3名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

議長（横田孝穂） 日程第4 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年2月分・3月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の

例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配布いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

ただいまより暫時休憩といたします。直ちに全員協議会を行いますので、議員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時13分

議 長（横田孝穂）休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第5 副議長の選挙

議 長（横田孝穂）日程第5 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。

よって、副議長の選挙は、投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

議 長（横田孝穂）よって、副議長の選挙は、投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（事務局長議場閉鎖）

議 長（横田孝穂）ただいまの出席議員は12名です。立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第4番松本喜美人議員、第5番伊藤まゆみ議員、第6番太田正治議員を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

（事務局長投票用配布）

議 長（横田孝穂）投票用紙の記入漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（横田孝穂）「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検させます。

（事務局長投票箱点検）

議 長（横田孝穂）「異常なし」と認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、非選挙人の氏名、つまり副議長となるべき人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をしてください。

それでは点呼を命じます。事務局長。

局 長（太田文敏）それでは記載は済んでおりますでしょうか。

先ほどと同じ要領でございます。済んでおりましたら、私のほうから議席番号とお名前とをお呼びいたしますので、順次投票してください。

投票の順路ですが、先ほど同じ北側から入って南側に抜けてください。では始めます。第1番加藤亮輔議員、第2番北澤禎二郎議員、第3番津滝俊幸議員、第4番松本喜美人議員、第5番伊藤まゆみ議員、第6番太田正治議員、第7番横田孝穂議員、第

8 太田伸子議員、第9 番篠崎久美子議員、第10 番太田修議員、第11 番田中榮一議員、第12 番太谷正治議員。

議 長（横田孝穂）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（横田孝穂）「投票漏れなし」と認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。第4 番松本喜美人議員、第5 番伊藤まゆみ議員、第6 番太田正治議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

議 長（横田孝穂）選挙の結果を報告いたします。

投票総数12 票。有効投票数12 票、無効投票0 票であります。

有効投票のうち、第2 番北澤禎二郎議員8 票、第9 番篠崎久美子議員4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票であります。したがって第2 番北澤禎二郎議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（事務局長議場開場）

議 長（横田孝穂）第2 番北澤禎二郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第33 条第2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました第2 番北澤禎二郎議員より、副議長就任のごあいさつをいただきます。

副議長（北澤禎二郎）ただいまの選挙におきまして、副議長になりました北澤です。よろしく願いいたします。私は新人議員であります。また、ここで次にどういうことをやるのかということの思い浮かんでいるわけではございませんが、今はとにかく議長を補佐して、この役目に一生懸命全うしてまいりたいと思います。

それにおきましては皆様のご協力なくしては私はありませんし、ご指導、ご鞭撻願いながら一生懸命努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（横田孝穂）ただいまより暫時休憩といたします。直ちに、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

休 憩 午前11 時32 分

再 開 午後 1 時31 分

議 長（横田孝穂）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各課長は、途中退席していますので、報告いたします。

日程第6 常任委員の選任

議 長（横田孝穂）常任委員の選任を行います。お諮りいたします。

この件につきましては、委員会条例第7 条第4 項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

総務社会委員に、第3番津滝俊幸議員、第5番伊藤まゆみ議員、第6番太田正治議員、第7番横田孝穂議員、第8番太田伸子議員、第11番田中榮一議員。以上の6名を指名いたします。

産業経済委員に第1番加藤亮輔議員、第2番北澤禎二郎議員、第4番松本喜美人議員、第9番篠崎久美子議員、第10番太田修議員、第12番太谷正治議員、以上の6名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしましたとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいまより暫時休憩といたします。

休憩中に、常任委員会を招集いたしますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が委員長互選の職務を行うようお願いいたします。

なお、総務社会委員会は全員協議会室で、産業経済委員会は第一委員会室で行います。

局 長 (太田文敏) それではそれぞれの委員会室のほうへお集まりいただきたいと思えます。

参考までに今お呼びした委員さん、年長委員さんのほうで委員長の職務を行っていただきたいと思えます。以上です。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時53分

議 長 (横田孝穂) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員長・副委員長の互選結果の報告を事務局長に報告させます。事務局長。

局 長 (太田文敏) それでは互選結果の報告をいたします。

まず最初に総務社会委員会からです。総務社会委員長の互選結果。総務社会委員長、第11番田中榮一議員、同副委員長、第8番太田伸子議員です。

次に産業経済委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。産業経済委員長、第9番篠崎久美子議員、同副委員長、第4番松本喜美人議員。以上です。

議 長 (横田孝穂) ただいま、事務局長が、報告したとおり、選任されました。

ただいまから、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時17分

議 長 (横田孝穂) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議会運営委員の選任

議 長 (横田孝穂) 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。この件につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「異議なし」と認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会に、第2番北澤禎二郎議員、第9番篠崎久美子議員、第10番太田修議員、第11番田中榮一議員、第12番太谷正治議員、以上の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしましたとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「異議なし」と認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩といたします。休憩中に、議会運営委員会を招集いたしますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が委員長互選の職務を行うようをお願いいたします。

なお、委員会は、第一委員会室で行います。

休 憩 午後 2時19分

再 開 午後 2時30分

議長(横田孝穂) 休憩に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員長、副委員長の互選結果を、事務局長に報告させます。事務局長。

局長(太田文敏) それでは議会運営委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。議会運営委員長、第12番太谷正治議員、同副委員長、第10番太田修議員です。以上です。

議長(横田孝穂) ただいま、事務局長が報告したとおり選任されました。

日程第8 議会報調査編集特別委員会の設置と委員の選任

議長(横田孝穂) 日程第8 議会報調査編集特別委員会の設置と委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定により、議会報調査編集に関しては、7名で構成する特別委員会を設置して、これに付託し、調査及び編集が終了するまで閉会中においても継続してこれを行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「異議なし」と認めます。よって、7名の委員をもって構成する、議会報調査編集特別委員会を設置して、これに付託し、調査及び編集が終了するまで閉会中においても継続してこれを行うことに決定いたしました。

ただいまから、暫時休憩といたします。

局長(太田文敏) 暫時休憩です。議員のみなさんは議員控室でお休みいただきたいと思っております。また再開のときは申し上げますのでよろしく申し上げます。

休 憩 午後 2時39分

再開 午後 3時01分

議長（横田孝穂）休憩前に引き続き、会議を再開します。

議会報調査特別編集委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会報調査編集特別委員に、第1番加藤亮輔議員、第2番北澤禎二郎議員、第4番松本喜美人議員、第5番伊藤まゆみ議員、第8番太田伸子議員、第9番篠崎久美子議員、第11番田中榮一議員、以上の7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしたとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、議会報調査編集特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、これより暫時休憩といたします。

休憩中に、議会報調査編集特別委員会を招集いたしますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が委員長互選の職務を行うよう、お願いいたします。

なお、委員会は、第一委員会室で行います。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時28分

議長（横田孝穂）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会報調査編集特別委員長、副委員長の互選結果を、事務局長に報告させます。事務局長。

局長（太田文敏）それでは議会報調査編集特別委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。議会報調査編集特別委員長に第8番太田伸子議員でございます。同副委員長に第1番加藤亮輔議員。以上でございます。

議長（横田孝穂）ただいま事務局長が、報告したとおり選任されました。

日程第9 北アルプス広域連合議員選挙

議長（横田孝穂） 日程第9 北アルプス広域連合議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。よって選挙の方法は指名推薦で決定することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。よって議長によって指名することに決定

いたしました。北アルプス広域連合議会議員に第2番北澤禎二郎議員、第7番横田孝穂議員、第11番田中榮一議員、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました各議員を、それぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。よって、ただいま指名いたしました第2番北澤禎二郎議員、第7番横田孝穂議員、第11番田中榮一議員が当選されました。

ただいま北アルプス広域連合議会議員に当選されました、それぞれの議員に対し、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第10 白馬山麓環境施設組合議会議員の選挙

議 長 (横田孝穂) 日程第10 白馬山麓環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

白馬山麓環境施設議会議員に第2番北澤禎二郎議員、第7番横田孝穂議員、第8番太田伸子議員、第9番篠崎久美子議員、第11番田中榮一議員、以上の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました各議員を、それぞれ当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。よってただいま指名いたしました第2番北澤禎二郎議員、第7番横田孝穂議員、第8番太田伸子議員、第9番篠崎久美子議員、第11番田中榮一議員が当選されました。

ただいま、白馬山麓環境施設組合議会議員に当選されました、それぞれの議員に対し、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいまより、暫時休憩といたします。休憩中に、全員協議会を全員協議会室で開催します。また、そのあとで議会運営委員会を開催しますのでお集まりください。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 4時20分

議 長 (横田孝穂) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより同意案件の審議に入ります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一

議題につき三回まで。また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと、定められていますので、申し添えます。

日程第10 同意第4号 白馬村監査委員の選任

議 長（横田孝穂） ただいま、事務局から資料を配布いたします。

日程第11 同意第4号 白馬村監査委員の選任についての件を議題といたします。
第6番太田正治議員の退場を求めます。

（第6番太田正治議員退場）

議 長（横田孝穂） お諮りいたします。

同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、また人事案件でありますので、討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「異議なし」と認めます。よって、同意第4号は、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門） 村長が不在ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

同意第4号、白馬村監査委員の選任について、次の者を白馬村監査員にしたいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 北安曇郡白馬村大字北城1422番地

氏名 太田正治

生年月日 昭和21年9月1日

平成25年5月9日提出 白馬村長。

以上よろしく願いいたします。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

採決いたします。同意第4号 白馬村監査委員の選任についての件は、原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

第6番太田正治議員に入場していただきます。

（第6番太田正治議員入場）

議 長（横田孝穂） 第6番太田正治議員、ただいまの同意案件は同意することに決定しましたので報告いたします。

議 長（横田孝穂） これより承認案件及び議案の審議に入ります。

日程第12 承認第1号から、日程第15 承認第4号までの承認案件の審議及び、日程第16 議案第43号から、日程第18 議案第45号までの議案の審議は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

日程第12 承認第1号から、日程第15 承認第4号まで、及び、日程第16 議案第43号から、日程第18 議案第45号までは、会議規則第39号第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、承認第1号から承認第4号まで、及び議案第43号から議案第45号まで委員会付託を省略する件は、可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたします。

ここで会議時間の延長の宣告をいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

承認案件の審議に入ります。

日程第12 承認第1号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告書について

議 長（横田孝穂） 日程第12 承認第1号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告書について、を議題といたします。説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林豊） 承認第1号 白馬村の特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしたので議会に報告し承認を求めるものであります。改正内容につきましては教育長に支給する給与の月額を平成25年4月1日から同日以後最初の任期終了の日までに限り、約12%減額し51万6000円としたものであります。以上で説明を終わります。

議 長（横田孝穂） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 全員起立です。よって承認第1号は、報告のとおり承認されました。

日程第13 日程第13 承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

議長（横田孝穂） 日程第13 承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を議題といたします。説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一） 承認第2号 白馬村税条例を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

白馬村税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行税法の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧ください。改正内容についてご説明申し上げます。第34条の7第2項と4ページから5ページの附則第7条の4については寄付金税額控除についてであります。

これは平成26年度から平成50年度までの各年度において、特例控除の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率に100分の1.2を乗じて得た率を加算する措置が講じられたことに伴いまして、引用条項の追加、及び引用条項の改正をするものでございます。

1ページに戻りまして、第54条第5項と2ページの第131条第4項は土地改良事業の以下の河川部分につきまして非課税措置が廃止となったことに伴って削除するものでございます。

附則第3条の2は延滞金の見直しによるものです。特例基準割合、これは国内銀行の貸出約定金利+1%の割合をいいますが、この特例基準割合が7.3%未満の場合の延滞金の割合が、現行14.6%を特例基準割合に7.3%を加算した割合とし、納期限後1カ月までを現行4.3%を特例基準割合に1%を加算した割合とする見直しに伴い改正するものであります。

第2項は法人住民税に係る延滞金について規定しているものでございます。附則第4条は日本銀行の次に引用される法令番号を加え、延滞金の見直しにより改めるものであります。

4ページの附則第4条には引用条項の改正をするものであります。附則第7条の3には所得税の住宅ローン適用税の延長、借入限度額と控除限度額の拡充に伴い、平成29年までに入居し所得税の住宅ローン控除適用者のうち、所得税が控除できなかった額がある場合に、住民税から控除できる額が5%~7%に拡充されたため、年度、同年及び引用条項を改正するものでございます。

また8ページから9ページの附則第23条の第1項と第2項は東日本大震災の被災者等に適用されるもので、引用条項を改正するものでございます。

5ページに戻っていただきまして、附則第10条の2第2項の見出し中及び第37項を加え、第2項を追加するものでございます。これは都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となる備蓄倉庫に係る課税標準額の特例措置が創設されたことに伴

い、市町村条例で定める割合を3分の2と定めるものであります。

附則第13条の2、第3項は引用条項を改正するものであります。附則第20条は道路運送車両法の次に法令番号を加えるものでございます。

6ページの第22条には東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長等の特例について、7ページの表の中段と右の欄について左の各附則の規定が適用されるというものであります。第2項につきましては、相続人の場合についても、この表が適用されることを定めていることとございます。

8ページになりますが、第3項につきましては、改正前の第2項がひとつ繰り下がりをし、それに伴う項ずれを改正するものであります。改正文に戻っていただきまして、2ページめくった下になります。改正文でいきますと4ページ目になりますが、附則がございまして、附則の第1号は施行期日であります。平成24年4月1日から施行となりますが、第1号に掲げる条項につきましては平成26年1月1日、第2項に掲げる条項には平成27年1月1日から適用となります。第2条は延滞金に関する経過措置でございます。第3条は村民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置でございます。

以上で説明を終わります。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

日程第14 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（横田孝穂） 日程第14 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を議題といたします。説明を求めます。太田税務課長。
税務課長（太田洋一） 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法179条第1項の規定により平成25年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項により報告し承認を求めるものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧ください。改正内容についてご説明いたします。

附則第1項の次に、法附則第15条第37項の条例で定める割合を加えるものです。これは都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、市町村条例で定める割合を3分の2と定めるものであります。この第2項が加わりましたので、以下の項につきましてひとつずつ繰り下げ、それに伴い各項の引用項を改正するものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行日、期日でございます。平成25年4月1日から施行になります。第2項以下につきましては経過措置でございます。以上で説明を終わります。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する専決処分報告について、を報告のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、承認第3号は、報告のとおり承認されました。

日程第15 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（横田孝穂） 日程第15 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を議題といたします。説明を求めます。倉科住民課長。

住民課長（倉科宜秀） 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明をいたします。

白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法の規定により平成25年3月31日に専決処分をしましたので、議会へ報告をし、承認を求めるところでございます。

2枚おめくりください。白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

地方税法が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に改正内容を新旧対照表で説明いたしますので2枚おめくりください。第5条の2第1項第1号は世帯別平等割額に対する規定で、前段の改正は国民健康保険税の軽減措置に係る基準額の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方を含めて算定する措置について、5年間に限っていたものを恒久的な措置とするもの

でございます。

後段については、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方と同一の世帯に属する被保険者の世帯の国民健康保険税の世帯別平等割額について、移行後5年間は2分の1の軽減がされていますが、その後の3年間においても4分の1の軽減を行う特定継続世帯に関する規定を追加するものです。

第3号の追加は先ほどの特定継続世帯の世帯別平等割額を定めたものでございます。第7条の3第1項は後期高齢者支援金の世帯別平等割額に関する規定で、第5条の2第1項と同様の趣旨による改正です。

2ページをお願いします。第23条第1項は世帯の総所得金額が一定基準額以下の方に対する均等割額と平等割額の軽減に関する規定です。

第1号は税額の7割を軽減する規定で特定継続世帯を追加するものです。

次のページをご覧ください。第2号は税額の5割を軽減する規定で、第1号と同様の改正です。

4ページをお願いします。第3号は税額の2割を減額する規定が遺漏していたため、特定継続世帯も含め追加するのです。

1ページとんで6ページをお願いします。附則の15項は東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものです。欄外にあります附則の第1条で施行期日を平成25年4月1日からとしております。

なお改正にあたっては地方自治法に基づく国からの技術的な助言を参考に行っております。以上で説明を終わります。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を報告のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、承認第4号は、報告のとおり承認されました。続いて議案の審議に入ります。

日程第16 議案第43号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議 長（横田孝穂） 日程第16 議案第43号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林 豊） 議案第43号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

歳入・歳出それぞれ681万7000円を追加し、歳入、歳出予算の総額を47億781万7000円とするものであります。

6ページ歳入明細をご覧ください。特定財源としまして県補助金と雑入で654万3000円、一般財源としまして繰越金27万4000円を計上してあります。

7ページ歳出明細をご覧ください。このページから14ページまでの一般職給料、職員手当、退職手当組合負担金、振興公社補助金等につきましては職員の人事異動に伴う組み替えであり、一般職の職員が3名減、臨時職員が6名増となっております。

一般管理費、委員報酬65万4000円につきましては、公共下水道受益者負担金賠償判定審査会の委員の報酬であり、費用弁償10万9000円は委員の旅費であります。

企画費、コミュニティー推進事業240万円は新田区が実施する地域づくり事業に対する補助金で、特定財源として宝くじ助成金を見込んでおります。

次に11ページ、農林業費、農業振興費、農業者個別所得補償制度推進事業費補助金15万3000円は、県補助金の内示額の増によるものであります。

次に耕作放棄地対策事業費399万円は、耕作放棄地である飯森圃場約70アールにひまわりを作付けし景観形成を図るもので、緊急雇用創出事業補助金を特定財源として見込んでおります。

次に13ページ、土木費、公共下水道事業費下水道事業特別会計繰出金1000万円は上下水道課の職員増に伴う人件費分の繰出しであります。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第9番篠崎久美子議員。

（篠崎久美子） 9番、篠崎久美子でございます。ただ今の議案第43号一般会計の補正予算につきまして質疑をさせていただきます。

ページ数でまいりますと11ページになりますが、農林業費5款1項3目農業費、農業振興費の中の説明の13106耕作放棄地対策委託料399万円について計上されておりますが、この具体的な内容についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。お願いいたします。

議 長（横田孝穂） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一） それではお答えいたします。この放棄地対策の委託料でございますが、具体的には先ほど総務課長が申したとおり、耕作放棄地約7反歩におきましてひまわりを植え付け、景観的にも良好なものとし、その後切り花としての販売、及びすき込みでの地力増進を図るとともに、冬季につきましては、農地が鳥獣被害等に合わないような方策としての周辺の森林整備等を行う業務の委託であります。これにつきましては、昨年度から地方事務所農政課が事務局をしております大北農業振興推進協議会事業として、特産物栽培プロジェクトの推進というものを行っているんですが、そこで行っております「おひさまニコニコひまわりプロジェクト」というものがあります。その一環として、今年度からひまわりの栽培実証を行うということになっております。その中で、場所といたしまして、白馬村の耕作放棄地が候補となりまして、

その財源確保の手法といたしまして、村が以前から活用しております県の緊急雇用創出事業を活用した中で行いましょうということで、推進協と協議が固まりまして今回補正計上をお願いするものです。委託料の積算内訳につきましては、緊急雇用創出事業の採択要件であります新規雇用人件費につきまして半分以上の約200万ちょっと、その他必要な機械類の購入及びレンタル料、燃料代等の経費を見込んだものでありますのでよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。篠崎議員、ほかに質疑はありませんか。

議員（篠崎久美子） ただ今内訳につきましてご説明までちょうだいいたしましたけれども、新規雇用に約200万円ということですが、予定されている雇用者の人数は何名であるかということ、また雇用創出ということですので、来年度以降もこのような計画があるのか、単発のものであるのか、そのへんもお伺いしたいと思います。以上です。

農政課長（横山秋一） 補助金の対象として雇用を見込んでいるのは新規採用で1名であります。委託先のほうで公募のかたちを取るというものが事業採択の要件となっております。

また、事業の年度につきましては、今回の雇用創出事業は企業支援型地域創造雇用創造事業と申しまして、25年度から新たに設けられた事業であります。この中では最大2年間、26年度までこの事業を活用することが可能ということで、この白馬村の今回の事業につきましても26年度までの予定にしております。以上です。

議長（横田孝穂） 答弁が終わりました。篠崎議員、ほかに質疑はありますか。
（篠崎久美子） ございません。

議長（横田孝穂） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

議長（横田孝穂） 討論に入ります。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。
採決します。議案第43号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（全員起立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第44号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（横田孝穂） 議案第44号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治） 議案第44号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1021万2000円を追加

し、歳入・歳出それぞれ6億4792万2000円とするものでございます。これは人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。

5ページの歳入をご覧ください。4款繰入金1目一般会計繰入金が1000万円の増額。5款繰越金、前年度繰越金が21万2000円の増額でございます。

6ページの歳出明細をご覧ください。1款下水道費1項総務費1目一般管理費一般管理事業の人件費が1021万2000円の増額でございます。説明は以上でございます。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。採決いたします。議案44号 議案第44号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議 長（横田孝穂） 起立全員です。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第45号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（横田孝穂） 日程第18 議案第45号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

上下水道課長（太田今朝治） 議案第45号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

これは人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。

第2条の収益的支出については、1款水道事業費用、1項営業費用の人件費を268万2000円の増額をし、2億4677万8000円とします。

第3条予算第4条本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8745万8000円とし、資本的支出は1款資本的支出、1項建設改良費の人件費を309万6000円の増額をし、3839万4000円とします。

第4条予算第6条に定めた職員給与費を577万8000円を増額し、3588万8000円とします。説明は以上でございます。

議 長（横田孝穂） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、討論を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。
採決します。議案第45号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)
は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議 長 (横田孝穂) 起立全員です。
よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議席の一部変更

議 長 (横田孝穂) 日程第19 議席の一部変更の件を議題といたします。
議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、第2番北澤禎二郎議員の議席を第11番に、第3番津滝俊幸議員の議席を第2番に、第4番松本喜美人議員の議席を第3番に、第5番伊藤まゆみ議員の議席を、第4番に、第6番太田正治議員の議席を第5番に、第7番横田孝穂議員の議席を第12番に、第8番太田伸子議員の議席を第6番に、第9番篠崎久美子議員の議席を第7番に、第10番太田修議員の議席を第8番に、第11番田中榮一議員の議席を第9番に、第12番太谷正治議員の議席を第10番に、それぞれ変更いたします。

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議 長 (横田孝穂) 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査について、を議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (横田孝穂) 「異議なし」と認めます。
よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議 長 (横田孝穂) 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について、を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました「議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第22 議員派遣について

議長（横田孝穂） 日程第22 議員派遣について、を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配布してあります、議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂）「異議なし」と認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

次に、先ほど決定されました各委員長からの就任のごあいさつをいただきます。

それでは、総務社会委員長より、就任のあいさつをお願いいたします。総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一） 先ほど、総務社会委員長になりました田中榮一です。非常に私自身、光栄に思うと同時に責任の重さを痛感しております。委員の皆様にはこの2年間非常にお世話になりますけれども、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（横田孝穂） 次に、産業経済委員長より就任のあいさつをお願いいたします。産業経済委員長。

産業経済委員長（篠崎久美子） 産業経済委員長にただいま選出をいただきました篠崎久美子でございます。目指すところは、立場は違えども、住民が安心して暮らせる白馬村を目指すということで、そのために充実した議会になるように、産業経済委員長という立場で力を尽くさせていただくことができたらと思っています。議長はじめ、各委員長、あるいは各委員の皆様、各議員の皆様、ともに協力をいただきながら職務を全うすることができたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂） 次に議会運営委員長より、就任のあいさつをお願いいたします。議会運営委員長。

議会運営委員長（太谷正治） ただいま議会運営委員長に推挙されました太谷正治でございます。議会の運営に一生懸命努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂） 次に議会報調査編集特別委員長より就任のあいさつをお願いいたします。議会報調査編集特別委員長。

議会報調査編集特別委員長（太田伸子） 議会報調査編集特別委員会の委員長に推挙されました太田伸子でございます。議会のあと年4回の発行になりますが、村民の皆様といちばん密接なところになる議会報であります。議員の皆様のご協力をいただきながら、発行に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（横田孝穂） 続いて監査委員より、就任のあいさつをお願いいたします。

監査委員（太田正治） 一言ごあいさつを申し上げます。ただいま監査委員として同意をいただきましてまことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。もとより、そのような器ではございませんけれども、識見を有する監査委員とともに、この重責を担い精一杯努力をしてきたいと思っております。なにとぞ皆様の一層のご指導とご鞭撻を

よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（横田孝穂） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これもちまして、平成25年第2回白馬村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

議員の皆さんにお知らせします。このあと、全員協議会を開催しますので、お集まりください。

閉 会 午後 5時12分

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員